

消防広域化推進セミナー

埼玉県における消防広域化について

月日：令和元年11月12日（火）

場所：埼玉県危機管理防災センター

埼玉県危機管理防災部消防防災課

1 市町村の消防の広域化について

※市町村消防の広域化(県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/kouikika/index.html>

○ 消防広域化とは

- ・複数の市町村が消防事務を共同して処理すること、又は他市町村に事務委託することをいう。
- ・消防の体制整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。

○ 国の動向

- ・平成18年、消防組織法改正
⇒ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」策定
- ・基本指針改定：推進期限を5年延長
- ・基本指針改定：平成30年度中に県計画の抜本的改定を義務付け

○ 「埼玉県消防広域化推進計画」の策定状況

- ・当初計画：平成20年3月策定(計画期間 20年4月2日～25年4月1日)
- ・期間延長：終期を30年4月1日までに変更
- ・期間延長：終期を31年4月1日までに変更
- ・計画改定：31年3月改定(計画期間 平成31年4月2日～令和6年4月1日)

2 埼玉県の消防広域化の状況 ①

計画策定時 (H20.3)
36消防本部



現在
27消防本部



3 埼玉県消防広域化の状況 ②

○ 平成25年4月1日 「埼玉西部消防局」の発足

「所沢消防本部」、「狭山市消防本部」、「入間市消防本部」、「埼玉西部広域事務組合消防本部(飯能市・日高市)」の4消防本部が広域化

○ 平成25年4月1日 「埼玉東部消防組合消防局」の発足

「久喜地区消防組合消防本部(久喜市・宮代町)」、「加須市消防本部」、「幸手市消防本部」、「白岡市消防本部」、「杉戸町消防本部」の5消防本部が広域化

○ 平成28年4月1日 「草加八潮消防局」の発足

「草加市消防本部」、「八潮市消防本部」の2消防本部が広域化

消防広域化に向けた動き(上尾市・伊奈町)

平成26年7月1日 上尾市・伊奈町消防広域化協議会

平成26年9月18日 消防広域化重点地域に指定

4 広域化のメリット

○ 初動体制の強化

初動出動隊員数、車両数が大幅増加

⇒ 早期の消火、延焼防止、消防職員の勤務環境改善

○ 現場活動要員の増強

総務・指令部門の職員を現場に再配置

⇒ 救急隊の増隊、乗換運用の解消、
恒常的な人員不足の解消

○ 業務の高度化、専門化

予防業務の専門職員を育成

⇒ 防火対象物の査察が可能になり、倉庫火災を未然に防止

救急業務の専門職員を育成

⇒ 救急救命士を育成でき、救急業務の質が向上

○ 高度な資機材の計画的な整備

高額車両の合理的配置、指令センターの更新

⇒ 特殊車両の新規導入、導入経費・維持経費の縮減

5 広域化に対する懸念

○ 広域化に伴う消防力の配置換え

考え方

広域化前より消防力を低下させないことを取り決めておく。

○ 消防本部と市町村との関係

考え方

市町村との連携には人事交流を。
消防団との連携には消防署所に消防団担当者を配置。

○ 財政負担のあり方

考え方

広域化前より消防力を低下させないことを取り決めておく。

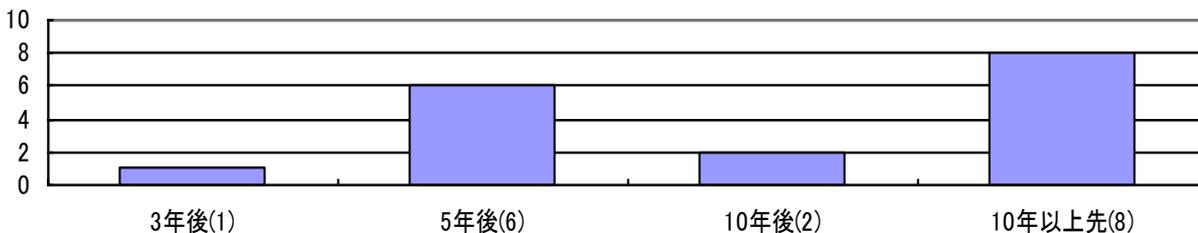
6 消防広域化アンケート結果① (抜粋 元年8月実施)

○ 必要性

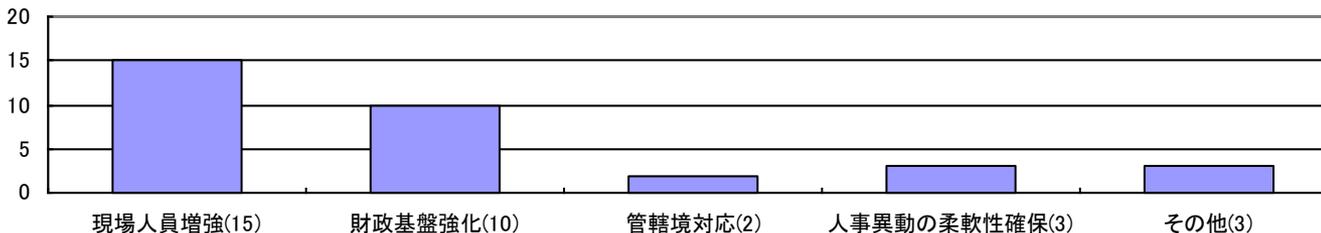
※26消防本部が回答



○ とりかかる時期

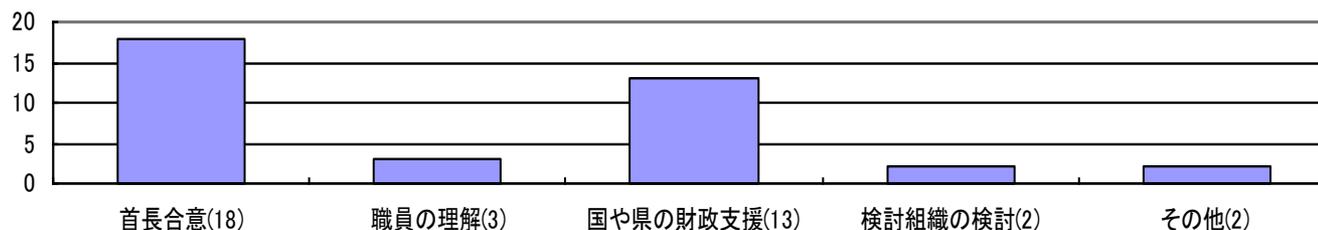


○ 必要な理由



7 消防広域化アンケート結果② (抜粋 元年8月実施)

○ 協議に入るために必要なこと



○ 進める上で支障になっていること(主なもの)

- 組織面・財政面での合意が困難
- 財政的デメリットの懸念
- 職員の認識不足
- メリット・デメリットの詳細な研究・検証不足
- 関係部局、消防団との連携体制への懸念

8 広域化の推進

○ 広域化の組合せ

・考え方

おおむね10年後までに広域化すべき組合せ

⇒ 人口減少、救急需要の増大、財政状況等を鑑み、政令市レベルとする。



県7ブロックをめざす

- ・特に、小規模消防本部の広域化を推進
- ・ブロックを超えた広域化も支援

← あらかじめ、ご相談ください！

※小規模消防本部＝管轄人口10万人未満の消防本部

伊奈町消防本部

蕨市消防本部

西入間広域消防組合消防本部

行田市消防本部

蓮田市消防本部

羽生市消防本部

9 連携・協力

直ちに広域化を進めることが困難な地域において、消防事務の一部を複数消防本部で行う仕組み。

- ・効果 ①災害対応能力の向上
- ②経費の節減
- ③現場要員の増強
- ④職員の意欲向上 他

- ・具体例 ①高機能消防指令センターの共同運用
- ②消防車両の共同整備
- ③境界付近における消防署所の共同設置
- ④予防業務の共同実施
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化

※消防広域化と連携・取組との関係性について

国は、連携・協力は、消防広域化へ向けてのステップとして有効であると位置づけています。

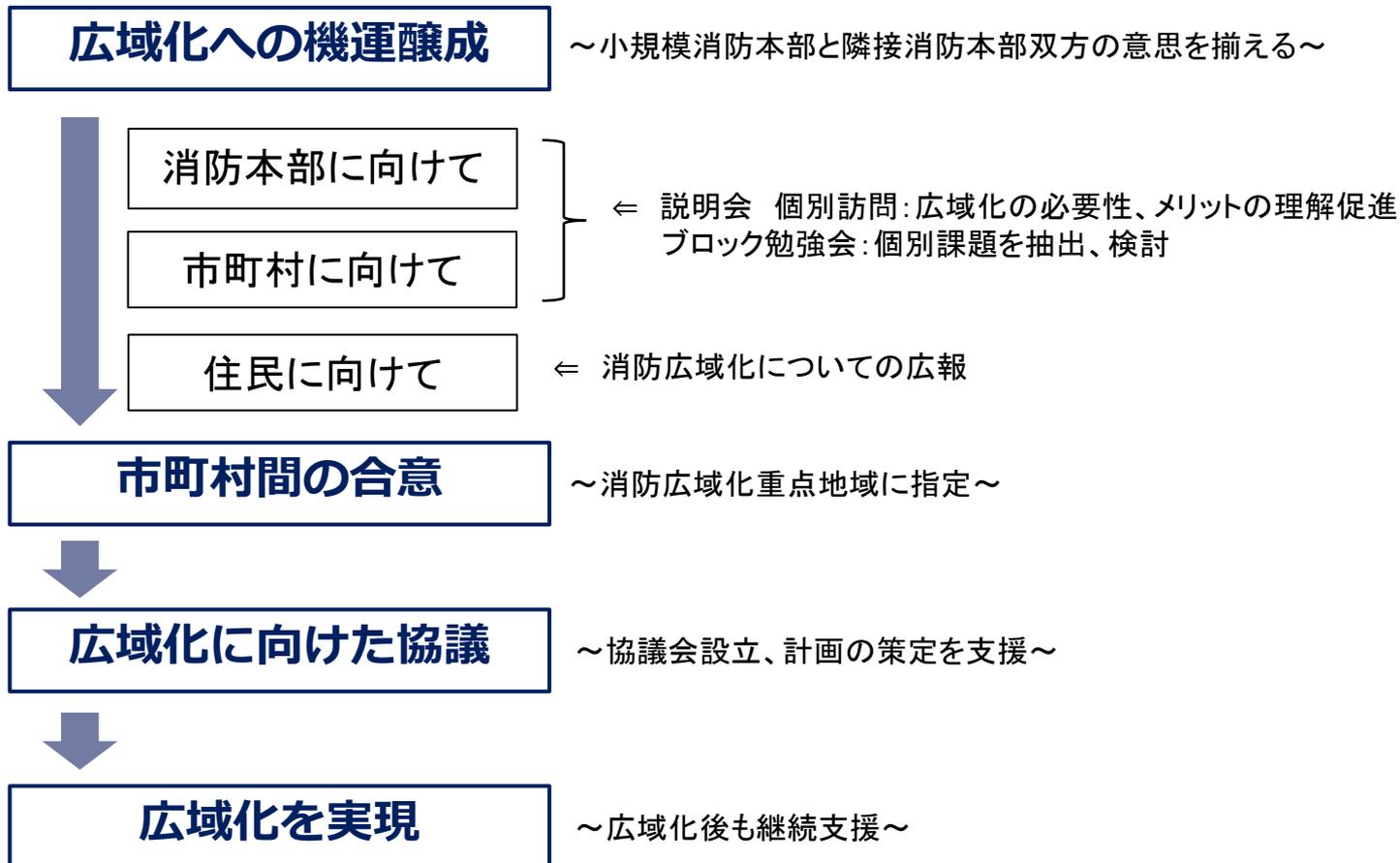
これまで、連携・協力事業を実施していれば、消防広域化をする必要はないのではないか、との御意見をいただくことがありました。国に確認したところ、連携・協力事業は消防広域化の代替措置ではない、との回答でした。

※国の財政措置の活用について

連携・協力事業を行うに当たり、緊急防災・減災対策事業債等を活用する場合は、「連携・協力対象市町村」として推進計画に定められているものに重点化されます。

お早めにご相談ください！

10 計画策定後の取組



11 県の支援

← ご相談ください！

○ 県主催勉強会の開催

H27～28年度 「坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部」、「西入間広域消防組合消防本部」
(計5回(プレミーティングを含む) 開催)

H28～29年度 「川口市消防局」、「戸田市消防本部」、「蕨市消防本部」
(計5回 開催)

広域化のメリットや課題を整理した報告書を作成

○ 財政支援

・ 埼玉県ふるさと創造資金(平成31年4月現在)

広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

消防広域化に伴う各種システム改修費用など(補助率 1/2 上限5,000万円)

・ 消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金

協議会設立・運営に関する経費(消耗品・備品購入費等)など(補助率 1/3 上限50万円)

12 まとめ

「人口減少」「災害の大規模化」
「高齢化に伴う救急需要の増加」



消防行政を維持していくためには、
消防の広域化が必要です。

住民の安心・安全を守るため、
消防広域化について
検討を進めていただきますよう
お願いします。